

●医療従事者業務軽減負担の主な取組み

| 業務区分 | | 業務内容 |
|-----------|------------------------------|--|
| 医師/看護業務 | 初診時の問診について | 医師事務作業補助者を各外来に配置し問診を行う。 |
| 医師業務 | 当直について ① | 医師は連続の当直を行わないこととする。勤務計画においては予定手術の前日に当直を割り当てないこととする。 |
| 医師業務 | 当直について ② | 妊娠中及び産後1年間は当直を免除する。 |
| 医師業務 | 診断書・主治医意見書等の作成補助について | 医師事務作業補助者を配置し、診断書・退院時要約などの文書作成がん登録についての入力補助を行う。 |
| 医師業務 | 診療報酬請求業務について | 診療報酬明細書点検システムを設置し、基本項目などのチェックを行うことにより業務補助を行う。 |
| 医師業務/看護業務 | 退院調整業務について | 退院調整部門を設置し、専任看護師と専任社会福祉士で退院調整業務の補助を行っている。 |
| 医師業務 | 地域連携クリティカルパスの導入について | 地域医療連携室を設置し、地域医療機関と連携した地域医療連携パスの運用を行っている。 |
| 医師業務/看護業務 | 入院患者の持参薬確認について | 薬剤師により、入院患者の持参薬等確認を行っている。 |
| 医師業務/看護業務 | 服薬指導について | 薬剤師により、服薬指導や内服情報と医薬品の副作用情報などをチェックし、医師・看護師への情報共有を行う。 |
| 医師業務/看護業務 | 医薬品情報の集約と情報共有について | 新規採用薬・添付文書改訂情報、副作用情報などをチェックし医師・看護師への情報共有を行う。 |
| 医師業務/看護業務 | 抗がん剤の無菌製剤処理、抗がん剤の治療計画の確認について | 専任薬剤師による抗がん剤の無菌製剤処理・抗がん剤治療計画の補助等をサポート。 |
| 医師業務 | 外来の診療補助について | 各科外来2名以上の外来クラーク(医師事務作業補助者)を配置し、入院や検査の説明、診察室の呼び込みなど、診療補助を行っている。 |
| 医師業務 | 認定看護師の配置について | 専門外来において、認定看護師が指導・相談補助を行っている。 |
| 医師業務 | 看護師による静脈注射及び留置針によるルート確保について | 日本看護協会の指針に基づき作成した院内指針により実施を行っている。 |
| 医師業務 | 看護師による入院中の療養生活に関する対応について | 医師の指示に沿った看護ケアについては専用シートに明記し、それに沿って各自又はチームで情報共有を行い実施している。 |
| 看護業務 | 静脈血等の採血について | 外来患者については、検査部採血窓口にて採血を行っている。 |
| 看護業務 | 採血管配布・検体回収について | 各病棟の検体回収については、各回に配置された看護助手が行う。 |
| 看護業務 | 物品の管理について | SPDシステムを使用し補充対応など、事務員・外部業者などが補助を行っている。 |
| 医師業務/看護業務 | 入院時支援について | 入退院支援の専任看護師を配置し、入院前から入院に関する説明・支援を行う。 |
| 医師業務 | 診療に関する説明について | 医師の説明は原則17時までとし、院内掲示等で周知徹底を行っている。 |

令和2年10月作成

令和3年04月一部改訂